

2

## 特許・実用新案

## 令和5年度 問題6

特許法に規定する総則に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許法には、物の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む）又は譲渡等の申出をする行為は、いずれも発明の実施にあたると規定されている。
- (ロ) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、特許法第108条第1項（特許料の納付期限）、特許法第121条第1項（拒絶査定不服審判）及び特許法第173条第1項（再審の請求期間）に規定するいずれの期間も延長することができる。
- (ハ) 日本国内に住所又は居所を有する者であって特許に関する手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求又は特許権の放棄のいずれもすることができない。
- (ニ) 特許に関する手続をする者の代理人が甲、乙及び丙であって、本人が、甲、乙及び丙との委任契約において、甲、乙及び丙の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても、特許庁に対しては、甲、乙及び丙の各人が本人を代理する。
- (ホ) 特許無効審判において特許権者甲が証拠調べを申し立てた後、その特許権の全部を乙に移転した場合、特許庁は特許権の当該移転後も証拠調べの申立てがあったものとして取り扱わなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

(1)  ×

2条3項1号

物の発明について「実施」とは、その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは「輸入」又は譲渡等の申出をする行為をいう（2条3項1号）。したがって、特許法には、物の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等、輸出若しくは「輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む）」又は譲渡等の申出をする行為は、いずれも発明の実施にあたると規定されているわけではない。なお、意匠法及び商標法には、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を「輸入」に含む旨が規定されている（意匠法2条2項1号かつこ書、商標法2条7項）。

(2)  ○

4条

特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、特許法108条1項（特許料の納付期限）、特許法121条1項（拒絶査定不服審判）又は特許法173条1項（再審の請求期間）に規定する期間を延長することができる（4条）。

(3)  ○

9条

日本国内に住所又は居所を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求又は特許権の放棄をすることができない（9条）。

(4)  ○

12条

手続をする者の代理人が2人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する（12条）。また、本条は民事訴訟法の場合と同様強行規定と解すべきものであるから、本人が2人以上の代理人の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても手続上無効である（青本12条）。したがって、本肢において、甲、乙及び丙の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても、特許庁に対しては、甲、乙及び丙の各人が本人を代理する。

(5)  ○

20条

特許権その他特許に関する権利についての手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも及ぶ（20条）。したがって、特許無効審判において特許権者甲が証拠調べを申し立てた後その特許権を乙に移転した場合は、その申立ての効力は乙に承継され、特許庁は特許権の移

転後も証拠調べの申立てがあったものとして取り扱わなければならない  
(青本 20 条)。